

令和 3 年度

第 7 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 1 0 月 2 9 日 (金)

上越市市民プラザ 2 階 第一会議室

令和3年度第7回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年10月29日(金) 午後2時

場 所 上越市市民プラザ 2階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
15番 牧繪 雄一郎	16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一
齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

なし

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一 高宮 文男

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	橋立 理
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 佐藤 清繁 13番 五十嵐 彰

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席委員数 12 人、欠席委員数 0 人で出席委員が過半数なので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 3 番 佐藤清繁委員、議席番号 13 番 五十嵐彰委員の両名を指名します。</p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、前回の農地部会で説明したとおり、コロナ禍でもあることから、しばらくの間、全員での唱和を休止し、代わりに議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問ができますので、積極的に意見等を述べていただきたいと思います。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 115 番から 118 番までの 4 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 115 番から 118 番までの 4 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 4 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主耕作」1 件、「他者へ売却」3 件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、4件を承認します。</p> <p><報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号7番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>2頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号7番の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、2棟分の「住宅敷地」です。</p> <p>全体の転用面積が1,000㎡を超える案件であることから、3頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>位置図について、もう少し周辺が分かる資料を付けてください。</p>
(事務局) 橋立	<p>了解しました。次回からそのようにします。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、1件を承認します。</p> <p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号87番及び88番、及び90番から109番までの22件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>4頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号87番及び88番、及び90番から109番までの22件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」12件、「宅地造成」3件、「敷地拡張」2件、「駐車場」3件、「建売住宅」1件、「資材置場」1件の計22件です。</p> <p>なお、番号89番は、受付後に取下げがあった案件で欠番です。</p> <p>全体の転用面積が1,000㎡を超える案件は、8頁以降にそれぞれ位置図を添付した</p>

	<p>ので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>番号 87 番の案件について、届出のあった全ての筆を転用するのでしょうか。また、転用後も「農地」として利用することはないのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>全ての筆について転用するものです。一部を家庭菜園として利用することも考えられますが、転用後は届出のあった全ての筆について「農地」ではなく「宅地」となります。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、22 件を承認します。</p>
議長	<p><報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」></p> <p>報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 7 番から 26 番までの 20 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>11 頁、報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 7 番から 26 番までの 20 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>番号 10 番は、交付金等の関係で自作することに伴い使用貸借に変更するものです。</p> <p>また、番号 13 番、及び番号 16 番から 18 番までの 4 件は、ほ場整備の終了に伴い賃料を設定するものです。</p> <p>それ以外は、いずれも賃借料の減額に伴う変更です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」、20 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 20 番から 24 番までの 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>14 頁、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 20 番から 24 番までの 5 件です。</p>

番号 20 番は、大字灰塚地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建築するものです。15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、現在、市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い、手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

工期は令和3年12月15日から令和4年7月31日までです。

土地利用計画は、住宅1棟及びカーポートで、所要面積は、申請面積161㎡、建築面積95.01㎡で建ぺい率は59.01%です。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号 21 番は、大字三ツ橋新田地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。17 頁に位置図、18 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、市内のアパートに妻と居住していますが、手狭であること、また、今後の生活のため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

工期は令和3年11月15日から令和4年5月31日までです。

土地利用計画は住宅1棟、所要面積は申請面積266㎡、建築面積は66.01㎡で建ぺい率は24.82%です。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号 22 番は、大字富岡地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。19 頁に位置図、20 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、郊外に居住していますが、家屋が老朽化していること、また、申請農地の地区に住んでいる子供と同居するため、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は許可日から令和4年6月30日までです。

土地利用計画は住宅1棟、所要面積は申請面積235㎡、実測面積236.73㎡及び宅地36.47㎡で合計273.2㎡、建築面積68.64㎡で建ぺい率は25.12%です。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込み

	<p>との回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号 23 番は、大字青野地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。21 頁に位置図、22 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、郊外に居住していますが、今後の生活のため、勤務先に近く、妻の実家にも近い申請農地に住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は令和 3 年 11 月 30 日から令和 4 年 3 月 1 日までです。</p> <p>土地利用計画は住宅 1 棟、所要面積は申請面積 603 m²、建築面積 71.21 m²で建ぺい率は 11.81%です。</p> <p>基準の 22%を満たしませんが、住宅前に乗用車 3 台分の駐車スペースを確保することからやむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号 24 番は、大字高住地内の農地に「カーポート・物置」を建築するものです。23 頁に位置図、24 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、これまで単管パイプで組んだ車庫を利用しておりましたが、大雪の際、倒壊する危険性があったため、新たにカーポートと物置を建設するものです。</p> <p>申請農地は、申請者の住宅の隣接地で周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>議長 特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p> 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p> （「異議なし」の声あり）</p> <p>議長 異議なしと認めます。</p>
--	--

	<p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 9 件、利用権移転なし、所有権移転 5 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 453 番から 457 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>25 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 453 番から 457 番までの 5 件を説明します。</p> <p>所有権を移転する土地は、5 件、田 16 筆 50,910 m²です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>売買価格が 1,000 万円を超えるのに、中間管理機構を通じて 1,500 万円控除の対象としなかった理由を教えてください。</p>
(事務局) 橋立	<p>中間管理機構を通じた所有権移転は、手数料がかかること、また、譲受人への所有権移転登記が完了するまで約 4 ヶ月かかり、11 月から手続きを始めると年内に登記が完了せず、固定資産税が前の所有者に請求されてしまうことから、申請人が相對契約による所有権移転を望んだものです。</p>
議長	<p>続きまして、利用権設定、番号 444 番から 452 番までの 9 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>27 頁から 29 頁まで、利用権設定、番号 444 番から 452 番までの 9 件を説明します。</p> <p>利用権を設定する土地は、3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内 5 件、6 年超 10 年以内 3 件、10 年超なし、合計 9 件、田 59 筆 39,748 m²です。</p> <p>番号 444 番は、ほ場整備の清算中であることから清算が終了する来年まで賃貸借権を設定し、その後、譲受人が買い受けるものです。所有権移転に当たっては改めて議案として提出する予定です。</p> <p>また、番号 446 番は、1 枚の田んぼにするために抜いたあぜ道であり、面積も小さいことから使用貸借権の設定としたものです。</p>

	<p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定 12 件を上程します。</p> <p>権利の設定、番号 60 番から 71 番までの 12 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>30 頁、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号 60 番から 71 番までの 12 件を説明します。</p> <p>権利を設定する土地は、期間 5 年以上 10 年以内 1 件、10 年超 11 件、合計 12 件、田 84 筆 102,425.22 m²、畑 1 筆 179 m²です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	<報告第1号「農用地利用集積計画変更について」> 報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号7105番から7114番までの10件を報告します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 野坂	1頁、報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号7105番から7114番までの10件の届出書を受理したので報告します。 番号7105番から7108番までの4件は賃借料の増額、番号7109番から7114番までの6件は賃借料の減額に伴う変更です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	変更後の賃借料が増額している理由は何でしょうか。
(中郷区) 野坂	耕作者である法人が、他の土地所有者への賃借料に合わせて増額したものです。
議長	他に質問等がないので、報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、10件を承認します。
議長	<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定4件を上程します。 利用権設定、番号7163番から7166番までの4件について、事務局の説明を求めます。
(中郷区) 野坂	4頁及び5頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号7163番から7166番までの4件を説明します。 利用権を設定する土地は、3年超6年以内1件、10年超3件、合計4件、田15筆

	<p>32,392 m²です。</p> <p>番号 7163 番は、契約の更新を機に新たな耕作者と賃貸借契約を設定するものです。</p> <p>番号 7164 番から 7166 番までの新規案件は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>番号 7163 番の賃借料について、他と比べると安い理由は何でしょうか。</p>
(中郷区) 野坂	<p>賃借料は、総額 30,000 円で設定したもので、申請面積で割り返すと 10 a 当たり 2,861 円となったものです。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7531 番から 7547 番までの 17 件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7531 番から 7547 番までの 17 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 17 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主耕作」1 件、「休耕」1 件、「他者へ売却」7 件、「他者へ売却予定」3 件、「他者へ貸付」2 件、「他者へ貸付予定」3 件です。</p>

	<p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、17件を承認します。</p>
議長	<p><報告第2号「農用地利用集積計画変更について」> 報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号7501番から7503番までの3件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁、報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号7501番から7503番までの3件の届出書を受理したので報告します。 いずれも賃借料の減額に伴う変更です。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、3件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定6件、利用権移転なし、所有権移転8件を上程します。 はじめに、所有権移転、番号7658番から7665番までの8件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>6頁及び7頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7658番から7665番までの8件を説明します。 所有権を移転する土地は、8件、田27筆38,797㎡、畑4筆950㎡です。 番号7660番については、所有権移転と後ほど関連議案として提案する譲受人が所属する法人への利用権設定とセットになるものです。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

議長	<p>続きまして、利用権設定、番号 7652 番から 7657 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>8 頁及び 9 頁、利用権設定、番号 7652 番から 7657 番までの 6 件を説明します。 利用権を設定する土地は、3 年以内 2 件、3 年超 6 年以内 4 件、合計 6 件、田 15 筆 21,753 m²、畑 2 筆 2,044 m²です。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8122 番から 8138 番の 17 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8122 番から 8138 番の 17 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 17 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「休耕」16 件、「他者へ売却」1 件です。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

白滝委員	返還後の利用計画で「休耕」が多いが、管理は大丈夫でしょうか。
(清里区) 近藤	耕作不便・低生産地のため、ほ場整備に組み込まれなかった農地です。今後は地主が保全管理します。
白滝委員	契約期間が満了していない農地について「離作補償」はあるのでしょうか。
(清里区) 近藤	離作補償はありません。
議長	他に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、17件を承認します。
議長	<報告第2号「農用地利用集積計画変更について」> 報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号8107番及び8108番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 近藤	4頁、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号8107番及び8108番の2件の届出書を受理したので報告します。 ともに賃借料の増額に伴う変更です。 番号8107番については、当初契約した8筆のうち、当該3筆について、当初使用貸借契約でしたが、他の筆の契約金額に合わせたものです。 番号8108番については、今年の3月に耕作を引き継いだ法人が、他の土地所有者への賃借料に合わせて増額するものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。
議長	特に質問等がないので、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、2件を承認します。
議長	<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定1件、利用権移転なし、所有権移転1件を上程します。 はじめに、所有権移転、上原委員関連の番号8159番の1件について、事務局の説明を求めます。

議長	<p>議案に関連します上原委員は退席をお願いします。</p> <p>(上原委員退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>6 頁、所有権移転、上原委員関連の番号 8159 番の 1 件について、説明します。 所有権を移転する土地は、田 1 筆 2,770 m²です。 この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、上原委員関連の番号 8159 番の 1 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、上原委員の退席を解除します。</p> <p>(上原委員 復席)</p>
議長	<p>上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められました。</p>
議長	<p>続きまして、利用権設定、番号 8158 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>7 頁、利用権設定、番号 8158 番の 1 件を説明します。 利用権を設定する土地は、10 年超 1 件、田 2 筆 197 m²で、新規案件です。 農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p>

議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定7件を上程します。</p> <p>権利の設定、番号8133番から8139番までの7件について、事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>8頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、番号8133番から8139番までの7件を説明します。</p> <p>権利を設定する土地は、期間5年以上10年以内5件、10年超2件、合計7件、田30筆16,401㎡です。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意する</p>

	<p>ことに決定します。</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p>
(事務局長) 坂井	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>閉会に当たって上原職務代理から閉会のあいさつをお願いします。</p>
(職務代理) 上原委員	<p>(閉会のあいさつ)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p>